

4 番 おはようございます。通告1番、4番議員、清水亜樹です。通告に従いまして、1、大規模災害時における災害弱者に対する取り組みについて。

2、町管理のスポーツ、文化等施設の利用、管理について。2項目について質問をいたします。

東日本大震災から6年が経過し、昨年4月には熊本地震、10月には鳥取県中部地震など、激甚災害が続いております。東日本大震災の高齢者の死亡者数は6割であり、障害者の死亡率は被災者住民全体の死亡率の約2倍にも上りました。これらの教訓を踏まえ、国は災害対策基本法の改正を行い、災害弱者への実効性のある支援、整備を行っていくということを求めています。

本町においても神奈川県西部地震など、大規模災害が想定されており、町民の不安は大きく、特に災害弱者と言われている障害者、高齢者、妊産婦など、またその家族の不安ははかり知れないと思い、次の4点についてお伺いいたします。

1、本町において、国で定められた要配慮者とされる町民の想定人数をお伺いします。

2、避難行動要支援者本人、または家族から同意を得た避難行動要支援者名簿の状況をお伺いいたします。

3、自主防災や民生委員等との連携による、避難行動要支援者の個別計画策定の状況を伺います。

4、本年、更新年度となる地域防災計画には、「福祉避難所の検討」とありますが、現在の福祉避難所に対する考えをお伺いします。

次に、2項目めの町管理のスポーツ、文化等施設の利用、維持管理について2点お伺いいたします。

1、町民等利用者が、予約等の利便性向上に向けた整備への考えをお伺いします。

2、利用者が安心安全に利用できるよう適正な点検維持管理が行われているか、お伺いをいたします。

以上、登壇での質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

議 長 答弁願います。

町 長 改めまして皆さまおはようございます。それでは通告1番、清水亜樹議員の御質問で、大規模災害時における災害弱者に対する取り組みについてというようなことで、細かく4点。また、2点目といたしまして、町管理のスポーツ、文化等施設の利用、管理についてというようなことで細かく、6点頂戴してるわけでございます。

まず、1点目の大規模災害時における災害弱者に対する取り組みという御質問の1点目でございます。本町において国で定められた「要配慮者」とされる町民の想定人数はという御質問でございます。要配慮者につきましては、災害対策基本法の改正に伴いまして、「災害時要援護者」から呼び名が変わったものでございますが、一般的に高齢者や障がいを持つ方、妊産婦・乳幼児・旅行者・外国人などを指すものでございます。

町内の想定人数については、4月時点で把握している人数になりますが、高齢者及び障がい者の方が415名でございます。乳幼児が677名でございます。妊産婦が53人、外国人が81人、合計で1,226人というような数字を把握しているものでございます。これは逐次と言いますか。人数というものは変わるというようなことが想定されておるのです。

次に「避難行動要支援者本人、または家族から同意を得た避難行動要支援者名簿の状況は」と三つ目の「自主防災、民生委員等との連携による避難行動要支援者の個別計画策定の状況は」との御質問でございますが、関連がございますので、合わせてお答えをさせていただきます。

自力で避難することが困難な方を対象といたし、登録を希望される方に申請をしていただく避難行動要支援者登録制度につきましては、町の広報における周知や、または民生委員の皆さんによる声掛けにより、平成29年5月末現在197名が登録されておるといような状況でございます。

また、緊急連絡先や避難支援者を記載する個別計画につきましては、登録者全員の計画を策定いたし同意を得た上で、自治会などの関係機関へ情報提供を行い、地域での取り組みへの活用をお願いしているところでございます。

一方、制度に登録をされてない方で、同等の介護認定や障がい認定を受けている対象者につきましては、町が把握している情報を収集いたし、「避難行動要支援者名簿」を作成しております。こちらの名簿掲載者は218名となっておりますが、個人情報提供同意の確認を行っていないことから、災害発災時に必要となる個別計画や自治会などとの関係機関に対しましては、事前の情報提供をできない状況となっております。

今後は、避難行動要支援者登録制度の一層の周知を図るとともに、同意確認を行っていない対象者に対しましては、郵送にて周知と制度への登録勧奨を実施し、民生委員児童委員や自治会など関係機関との連携を図り、個別計画策定支援を行ってまいりたいと、そんな考えでございます。

なお、これらの取り組みにもかかわらず、同意を得られない場合であっても、現に災害が発生、または発生の恐れが生じた場合には、災害対策基本法に基づきまして、人命を最優先として捉え、名簿情報を避難支援者等関係者に提供するなど、避難行動要支援者名簿を活用した、実効性のある避難支援の構築に努めてまいりたいというような考えでございます。

4点目の御質問で「地域防災計画の改定に伴う、現在の福祉避難所に対する考えは」との御質問でございますが、福祉避難所の指定を民間の社会福祉施設等と協定等を結ぶことで済ませている市町村も見受けられますが、受け入れ先の施設の入所状況や災害時の現入所者の処遇への支障などを考えると、これらの施設への事前指定だけで対応していくことは、非常に難しいというのが実情でございます。過去、屋内の同様の災害においても、これらがかいま見られておるところでございます。

現在、町で計画しております要配慮者の支援体制については、まずは各広域避難場所に介護や医療相談を受けることができる、いわゆる「福祉避難スペース」を設け、一般の避難所では避難生活に困難が生ずる要配慮者を受け入れる体制を想定しておるものでございます。

この福祉避難スペースに関しては、内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」においても、要配慮者や同居家族の生活圏やコミュニティとのつながりに配慮した中で、小学校区に1カ所程度は設置することが望ましいとされているものでございます。

また、各福祉避難スペースにおいては、さらに高度な支援が必要な要配慮者をスクリーニングにより確認した上で、より高度な支援を必要とする要配慮者及び同居家族にあつては、町総合体育館に設置する福祉避難スペースで集約対応するなどといった段階的支援を想定しておるものでございます。

なお、高度支援を必要とする方を集約対応する、福祉避難スペースを福祉避難所として事前設定するか否かについては、事前設定による避難者の殺到など、スクリーニングが機能しない事態も視野に入れた中で、本年度の計画策定の中でしっかりと検討していかなければならない課題であるというような認識を持っておるところでございます。

また、要配慮者の二次的避難場所として、想定される社会福祉施設や医療施設の活用に関しましては、県及び関係機関との連携を図り対応してまいりたいと、そんな考えでございます。

いずれにいたしましても災害弱者だけでなく、町民を守ることが私たちの使命でございます。情報を開示された方と情報が提供されない方と

では、おのずと我々、また地域コミュニティの対応も変わってこざるを得ないというようなことでございますので、まずは、情報の共有をできるような体制づくりのためにも、災害弱者の避難行動要支援者の名簿から、また登録をしていただいて、その対応等をきちっと立てていけるような、そんな取り組みが大変重要じゃなかろうかなと思うわけでございます。

今日では個人情報の保護というような観点もあるわけでございまして、まして強制的にというわけにもいかないわけでございます。これから御理解していただけるように、対応をとっていかねばならないというように考えてございます。

2点目の御質問で、「町管理のスポーツ、文化等施設の利用、管理について」ということで、頂戴してるわけでございますが。

まず、1点目の「町民等利用者が、施設予約等の利便性向上に向けた整備への考え方」についてでございますが、スポーツ施設の総合体育館では、町内の団体は利用日の3カ月前の月の初日から前日まで、町外の団体は利用日の2カ月前の月の初日から前日まで、山田総合グラウンドにおいては、利用日の前月の5日から前日まで、学校体育施設では、利用日の前月の5日から利用日の3日前までに、利用者が利用申込書を総合体育館に提出し承認を得る。そして使っていただくというような、予約ができるわけでございます。

文化施設の生涯学習センターでは、ホールは利用日の5カ月前の月の初日から利用日の7日前まで、その他の部屋は利用日の3カ月前の月の初日から利用日の3日前までに、利用者が利用申込書を生涯学習センターに提出し、承認を得て使っていただくというようなことでございます。

また、そうわ会館では利用日の3カ月前の初日から利用日の3日前までに、利用者が利用申込書をそうわ会館に提出し、承認を得て使用していただく。いずれの施設も、利用者が毎月1日あるいは5日に直接窓口に来て予約をしていただいている状況でございます。

議員御指摘の施設予約の利便性向上に向けた整備への考えについて、利用者の全てがインターネットに精通しているとは限らず、窓口対応と併用して行うこととなりますと、少し煩雑な部分が出てきてしまいますので、もう少しインターネット等の予約について、町でも過去にこれらいろいろ議論したところでございますが、今後もこの辺のところは、議論していかなければならない課題の一つじゃなかろうかなと思いますし、それぞれの施設、結構高齢者の方の利用もあるわけでありまして、こ

の辺のところは、いろんな角度から検討する課題の一つだということなことで、過去から今日まで議論をしておるところでございます。

2点目の「利用者が安心安全に利用できるよう適正な点検維持管理が行われているか」の御質問でございますが、スポーツ施設の総合体育館及び文化等施設の生涯学習センター、そうわ会館においてはさまざまな機器があり、月1回から年2回、各種設備や機器類の保守点検を実施しながら、適宜、故障箇所の修繕や部品交換などを行い、安心安全な施設の維持管理に努めておるところです。

また、スポーツ施設の山田総合グラウンドにおいては、委託業者による施設備品の点検管理をはじめ、クレーテニスコートのローラーによる整備など施設の維持管理に努めていただいております。しかしながら、今年度に入り、総合体育館において、床のささくれによる負傷した事案が発生してしまいました。

このことから、教育委員会では専門業者の立ち会いのもと、体育館床全面の現状を点検いたし、キズ等が確認された箇所については、補修作業等を行いました。また、床の張りかえが望ましい箇所については、現在、業者に修繕を依頼しておるところでございます。

また、町内幼稚園及び小中学校に対しても、園・学校施設における事故防止及び安全管理の徹底について注意喚起を行ったものでございます。引き続き、施設の維持管理における適切な清掃の実施や、日常点検・定期点検の実施、記録の保管や速やかな応急処置に対応してまいりたいと思います。これはこの生涯学習関係施設だけではなく、町全ての施設の管理も同様にしていかなければならないと、そんな思いでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

4 番 御答弁いただきましたので、確認も含めて再質問させていただきます。

答弁を聞きましたら、1項目の答弁ですと、非常に前進したなというふうに、前向きな答弁をいただいたなというふうに実感しております。

まず、1項目めから順次、再質問させていただきますけども、1項目めの要配慮者の想定人数ということで、おおよそ細かく数字を出していただいて、1,226人ということで、そういうふうに承知いたしましたけども。この要配慮者というのは、ふえたり減ったり隠れた方がいて、ふえる可能性もあるかと思っております。

例えば、けがをされて療養中とか、親御さんが働いてて小さな子どもさんがたまたま昼間ひとりでいた時とか。それで親御さんとはぐれてしまつてるとか、そういったことも要配慮者には含まれると思うんですけども。

逆に減る場合もあると思います。いろいろな規定上の要配慮者となっていますけども、家族が居れば、そういった配慮も家族で行っていただけて、特段の配慮が必要ないという方もいるかと思いますが。例えば外国人の方であっても、日常的に何の問題もないという方であれば配慮はいらないというふうなことで。この辺の想定人数っていうのは、場合によっては大分変わってくるのかなというふうに思います。

そこで、また後の再質問にも関連してきますので、少し置いといて、2項目めの名簿についてなんですけども、この同意と不同意の名簿についての内訳をおわかりになれば、教えていただきたいなというふうに思います。

介護福祉課長 お答えいたします。

登録者、ただいま町長の答弁の中で、197名とお答えさせていただいておりますが、こちらの内訳でございますが、介護保険の要介護認定者3から5ということになります。この方が13名。障がい児者が38名。独居の高齢者が87名。高齢のみの世代の方が18名。日中独居という方が18名。その他が23名いらっしゃいますけど、こちらの方に関しましては歩行が困難であったり、難病を患っておられる方ということで登録を受けております。ただいま申し上げた人数でございますが、重複がございますので、御承知願いたいと思います。

次に不同意でございますが、要介護者109人。身体障がい者58人。知的障がいをお持ちの方が25人。重複の方が26人ということで不同意となっております。以上でございます。

議 長 着座したままでいいですよ。

4 番 着座にて失礼します。

同意者が197名、不同意者が218名ということで、まだ同意をされてる方っていうのは、ちょっと半数には、まだ満たないのかなというふうに思っていますけども、先ほどの答弁の中でも、非常に同意を得ていくということは、重要だということは答弁の中にありました。

昨年ちょうど1年前になりますけども、私がこの関連で一般質問させていただいたときにも、今後、同意を得ていくというような方策を検討していくということの答弁をいただきました。その中で今回、郵送っていうか、ダイレクトメールでこの周知を行っていくというような、今回答弁が出てきました。一応確認なんですけども、今年度から同意を得ていく。ダイレクトメールについては今年度行っていくのかと。また、定期的にメール、毎年毎年必要なのかということもありますけども、後

は、新規にそういったこと該当される方に対しては、今後どのように同意を得ていくのかということをお伺いします。

介護福祉課長 不同意の方に対する勧奨ということで、215名の方には郵送でダイレクトメールというような形をとらせていただきます。実施時期に関しましては、年に1回、登録者に関しましても、例えば避難支援者が変わったとか、家族の状況が変わったとか、そういった状況もございますので、民生委員によって、更新という形を行います。その際に不同意の方に関しては、郵送を実施するというような形をとろうと考えております。また、今後の該当者に関しましては、広報等の周知、また手帳の交付時の呼びかけ等行ってまいりたいと、かように考えております。以上です。

4 番 以前に比べて同意を得ていくということに関して、大分前進、前に進んでいるというふうに思っています。やはり事前提供できる同意をした名簿というのが、非常に重要になってくるかと思います。発災したときに、やはりなかなかすぐに職員の初動体制がとれなかったというような状況があるかと思います。事前に自治会等、消防機関とか民生委員さんとかに名簿が提供等、要支援者の情報が行き届いてれば、一からいろんな意味で知恵ができてくるのかなというふうに思っています。

今後とも同意に向けて、取り組んでいきたいなというふうに思いますけども。この今回の通知によって、周知を行っていくんですけども、この結果、余り効果がなかった場合、また同意が得られなかった場合は、それ以外にまた何か例えば個別に訪問するとか、電話で勧奨するとか。そういったこともお考えでしょうか。

介護福祉課長 直接の働きかけというと、どうしても個人情報関係がございますので、町職員が直接出向かなければならないというところがございます。民生委員さんにも、こちらの情報についてはお返しすることできませんので、直接訪問ということになれば、職員が行かなければならないとは考えますが、定期的に働きかけ、また広報等でこちらの啓発については、強く訴えかけていきたいと、このように考えております。以上です。

4 番 わかりました。先ほど町長の答弁の中にもありましたように、やはり情報を開示していくっていうか、出していくということが、非常に当事者にとっても非常に重要だと思いますし。その支援を、行う者にとっても、大変重要なことなのかなというふうに思っています。

しかしながら、情報をどう出していいかということ、知らなければ出せないわけでありまして、今までは広報、お知らせ等で周知してたわけですけども、今後個々に通知がいくということで、とりあえずそ

の様子を見ていただいて、同意が得た名簿の人数がふえることを期待していきなというふうに思っています。

これに関連して、三つ目で答弁いただいたんですけども、要支援者の個別計画について確認ですけども、個別計画については、同意を得た名簿作成時というか、同意を得た同意時に個別計画が策定されているというふうな認識でよろしいでしょうか。

介護福祉課長 議員お見込みのとおりでございます。

4 番 そうすると、同意を得てる197名の個別計画が策定されてるというふうに理解しました。個別計画策定に当たって、個別計画の内容、記載内容っていうのをわかりになれば、記載内容を教えていただきたいと思います。

介護福祉課長 個別計画につきましては、当事者の方の身体状況ということで、介護の要介護度がどの程度であるか。身体障がいであれば、それが肢体のものなのか。聴覚のものなのか。視覚なのかというような分類をさせていただくと、対象者の方の家族構成、こちらに関しましては、配偶者がいられるのか、子どもはいられるのかというような内容になってます。後、かかりつけ医、ふだん過ごされてる部屋等を記載していただくことになります。後、緊急連絡先と避難支援者等記載いただくようになっております。以上です。

4 番 わかりました。その個別計画の策定に当たって、できれば、障がいの状況とかは記載されてるということですけども、災害時の避難のときに、どのような支援が必要なのかとか、介護は必要なのかというようなことの記載もあったほうがいいのかなって、少し思うんですけども。それを個別計画は各自治会、自主防災、民生委員に行き渡ってるかと思うんですけども、それをもとにどういう支援が必要なのかということを当事者、要配慮者等、個別的な話っていうのが行われているのか。またはそこに行政が入って行われているのかということもちょっとお聞きしたいんですけども。

介護福祉課長 個別計画には特記事項を書くような欄もございます。それで同意を得た方に関しましては、自治会並びに民生委員がこの個別計画自体はお持ちになっております。実際にこの同意が得られたということで、最も身近な自主防災組織のほうで、こちらの方に関しましては、どのような避難行動、避難援助をこういうのを実際には綿密に打ち合わせていただくのが、一番よいのではないかと、かように考えております。以上です。

4 番 わかりました。以前にも要支援者の避難訓練とか、そういった話も出てますけども、やはり実際に初動というか、発災当時は近所とか自主防

災が救助を行ったり、支援を行っていくということになりますので、当然、自主防災単位で行っていくことが望ましいと思うんですけども、その方法とかそういったことを行政として指導とか、周知をしていくことが望ましいのではないかなというふうに思います。

次に、4点目の福祉避難所について確認をさせていただきます。初めてこの福祉避難所について、改めて場所が今回出てきました。総合体育館ということで、この場所の理解として、広域避難所に行った後に、二次的な福祉避難所ということで、理解してよろしいでしょうか。

防災安全室長 議員理解するとおり、まずは広域避難所に避難していただきたいと考えます。その中で福祉スペース、町長の答弁にもありましたように、そちらに学校の体育館が広域避難所になっておりますので、各学校の教室を福祉避難スペースっていうことで想定してます。それぞれ高齢者だったりですとか、障がいをお持ちの方、乳幼児、妊婦の方と、それぞれのグループで分かれていただく形を想定してまして、その中から新たに二次的避難所ということで、特別な対応が必要な場合につきましては、さらなるということで、総合体育館に集約、人員等の関係もありますので、そちらに考えてございます。以上でございます。

4 番 はい、わかりました。広域避難所に避難した後に、スクリーニングまたトリアージともいいますけども、そういったことを行って、配慮とか介護の度合いによって、利用するということで理解いたしました。

そうすると、二次的避難所となる総合体育館に関してですけども、先ほど最初のほう言った、福祉避難所の対象者は法律上で要配慮者というふうになっておりますけども、総合体育館の想定されてる避難所に関しての大まかな定員というか、想定されてる人数っていうのをお聞かせいただけますでしょうか。

防災安全室長 二次的避難所の総合体育館なんですけど、一応、利用しやすいってことで、総合体育館の1階の多目的室、柔・剣道室を想定してございます。人数等につきましては、収容スペースになろうかと思いますが、いずれにしても、想定人数を上回る場合は適宜、別の施設を考えていきたいと考えていますので。以上でございます。

4 番 わかりました。はっきり言ってなかなか想像つかない人数になってくるかと思うんですけども、この辺はやはり先ほどスクリーニングとかトリアージ、この辺が重要になってくるかと思うんですね。このスクリーニングは、広域避難所で行うようになってくるかと思うんですけども、重度の方はすぐ病院への搬送とか、高齢者施設への緊急入所ですとか、二次的福祉避難所に移動してもらうとか、その場の福祉スペースで過ご

してもらうとか、そういったことのトリアージが必要になってくるかと思うんですけども、このトリアージを行う方っていうのは、どういった方を想定されていますでしょうか。

防災安全室長 スクリーニングを行う人員等につきましては、まずは町の職員ですと、保健師が該当します。それ以外ですと、町の関係する医師会から医師を派遣してございますので、そういった方、また県医等の保健師の派遣もございますので、そちらが該当して対応していただくようになります。以上でございます。

4 番 はい、わかりました。今、保健師とか、そういった方とお答えでしたけれども。結構トリアージとか、スクリーニングというのは、多分早急にやっていかなければならないかなということになってくると思うんですけども、恐らく自主防災の方とか、職員の方とか、結構初動で広域避難所に行かれるような方が、行っていくようなことが必要になってくるかと思うんですね。いろんな例見てみますと、トリアージとかのシミュレーションとか訓練ですね。こういったことを行っていることが結構あるんですけども、そういった訓練を今後行っていくようなお考えはありますでしょうか。

防災安全室長 そういったトリアージの訓練等につきましては、まず、職員の中でその防災訓練の中で、ある程度の救護部ということで、福祉部門の職員がそのトリアージをやってございます。それと合わせた中で、今後、広域避難所において、そういった体制がとれるか、まずそちらから順番を経て、実際のそういった支援するような方につきまして、やっていけるかどうか。今後検討していきたいと考えてございます。以上です。

4 番 はい、わかりました。トリアージ、スクリーニングは非常に重要になってくるかと思います。今後、職員の方のシミュレーションとか訓練を行っていただきたいなというふうに思います。二次的避難場所、福祉避難所を開設したときに、運営主体とか運営責任者というのは、どの方にあたるんでしょうか。

防災安全室長 ただいまの二次的避難所の福祉避難所ということになった場合ですが、それにつきましては、やはり支援する関係機関の職員、後は町職員、保健師等含めまして、対応していくことになります。以上でございます。

4 番 わかりました。そういったことも含めて、福祉避難所の防災マニュアル、こういったものの策定はできているのか。

昨年の4月に内閣府で福祉避難所運営マニュアル・ガイドラインというのが出ております。そういったことも平時から、福祉避難所に対する運営マニュアルとか運営主体とか、そういったものをきっちり決めてい

く必要があると。でないと、やっぱり発災、災害が起きたときには、機能發揮しないというふうなことが載っていましたので、運営マニュアルは策定ができているのか。また策定予定になってるのかをお聞きします。

介護福祉課長 現状では運営マニュアル等は作成してございません。地域防災計画の中に、今回ただいま申し上げてまいりましたような、福祉避難スペース。また福祉避難所というようなところを設けるといった中で、今後、マニュアル等はつくっていかねばならないと、このように考えております。以上です。

4 番 わかりました。今年度、地域防災計画の更新年度となっております。ぜひきょうのことを取り込んでいただけることに御期待して、次、2項目めの質問に入らせていただきます。

体育館とか生涯学習センター等、さまざまな施設も含めて、予約のことにに関して答弁ありましたけども、一応答弁の中では、ホームページ等からの予約等も検討していただいているということで認識しましたけども、現在の方法での課題点というのがわかっていれば、お聞かせいただけますでしょうか。

生涯学習課長 現在の課題点ということでございますが、インターネットの本町の中では、
今現在は窓口対応ということで行っています。そんな中で他町の中では、インターネット環境を導入してるところもございますが、特に高齢者の方については、操作等ができないというようなことで、直接事務室に設置されてるタッチパネルで、職員に教えてもらいながら、手続をしている状況もございます。

また、インターネットですと、予約につきましては5時に更新ということで、現在は9時に並んだ中で対応していますが、時間のロスと言いますか。誤差等が生じることから、現在は行っていないというような状況でございます。

4 番 わかりました。近隣とか見ても、やはり今の時代というか、今年度ホームページの改修を行うということで、間に合えば盛り込んでいただきたいですけども、さまざまな課題があるようですので、この辺はいい方法を見つけていただいて、今、やっぱり場所に行って、朝早くから並んでとったりとか、その辺は平等さからいったら仕方ないのかもしれない。例えば頻繁に使ってて、町に貢献度の高いグループとか団体に関して、ある程度優先度の高い登録とか、それがいいか悪いかわからないですけど、何かいい方法を見つけていただいて、今の方法でない、もうち

よっと利便性の高いような方法を検討していただけたらなというふうに思います。

では、2項目の2点目なんですけども、先ほどちょっと事故があったことに触れますけれども、現在、ちょっと細かいことになりますけども、清掃に関して水ぶき、ワックスがけというのは行っているのかを聞きたいんですけど。というのも、日本体育施設協会ではガイドラインを出してて、水ぶき、ワックスがけの禁止ということを出しています。その辺、行われているのかどうかお聞きします。

生涯学習課長 総合体育館におきましては、水ぶき、ワックスがけ等は床板の不具合の発生の観点から行ってごさいません。使用はモップがけのみ行っているという状態でごさいます。

議 長 以上で4番議員、清水亜樹君の一般質問を終わります。